## 日英租税条約の改正交渉の開始について

- 1. 日本国政府は、英国政府との間で、日英租税条約の改正交渉を開始することになりました。
- 2. 第1回の正式交渉は、来たる11月8日(月)より東京において行う こととしております。
- 3. 今回の改正は、1970年に発効した租税条約(1980年一部改正)の改正になります。

## 【参考】

正式名称:所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止 のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルラン ド連合王国との間の条約

署名: 1969 年(昭和 44 年) 2 月 10 日 発効: 1970 年(昭和 45 年) 12 月 25 日

## (一部改正)

署名: 1980年(昭和55年)2月14日 発効: 1980年(昭和55年)10月31日

連絡・問い合わせ先:主税局国際租税課

TEL: 03-3581-4111 (ex 5007, 5335)